（教育課程連携協議会）

第七条　専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2　教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一～三　［略］

四　臨地実務実習（第二十六条第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職短期大学と協力する事業者

五　［略］

3　［略］

（連携開設科目）

第八条　専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学が当該専門職短期大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十条において「連携開設科目」という。）を、当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができる。

一　［略］

二　大学等連携推進法人（その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第五十四条第四項において同じ。）（当該専門職短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学

2・3　［略］

（単位）

第十一条　［略］

2　前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

3　［略］

（教育課程連携協議会）

第八条　専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2　教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一～三　［同上］

四　臨地実務実習（第二十六条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職短期大学と協力する事業者

五　［同上］

3　［同上］

（連携開設科目）

第八条の二　専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第七条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学（短期大学を含む。以下同じ。）が当該専門職短期大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に3適合するものに限る。以下この条及び第二十条の二において「連携開設科目」という。）を、当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができる。

一　［同上］

二　大学等連携推進法人（その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第五十八条第四項において同じ。）（当該専門職短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学

2・3　［同上］

（単位）

第十一条　［同上］

2　前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一　講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二　実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

3　［同上］